

# 行田市公立学校設置条例の一部を改正する条例など10議案を可決・認定



議場風景（12月定例会）

12月定例会には、市長提出議案11件が提出され、継続審議とした1議案を除く10議案をすべて原案のとおり可決・認定するとともに、諮問1件を適任としました。

また、議員提出議案3件が提出され、1件を可決し、2件を否決しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

## 市長提出議案

### 例 法改正に伴う 条例の改正等

○行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

（原案可決）

法令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を医療分については、61万円から63万円に、介護保険分については、16万円から17万円に引き上げを行うとともに、国の税制改正において個人所得課税の見直しが行われ、給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除額を10万円引き上げることとされたことに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。



### 〔主な質疑〕

**問** 県内で国の賦課限度額である99万円に引き上げていない市はどれくらいあるのか。

**答** 今年度の県内40市の賦課限度額の様子は、法定負担額の99万円が3市、96万円が本市を含め32市、93万円が2市となつている。各市のこれまでの状況を見ると、法定の趣旨に鑑み、現在96万円の市は99万円に引き上げるものと考えている。

**問** 賦課限度額について、医療分が2万円、介護保険分が1万円上がり、後期高齢者分は19万円据え置かれていますが、それぞれの限度額に達する所得はいくらになるのか。

**答** 単身世帯の場合、医療分が885万円、後期高齢者支援分が866万円、介護保険分が1043万円である。

**問** 市民のことを考えると引き上げをしない選択があつてもよいのでは。

**答** 国では高所得者に応分の負担を求めており、埼玉県は運営指針においても法定負担

額を目指すこととしていたことから、そのような趣旨を踏まえた改正となつている。

○行田市公立学校設置条例の一部を改正する条例

（原案可決）

行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画に基づき、令和4年4月に中央小学校及び星宮小学校の2校を再編成し、新たに行田市立忍小学校を設置し、位置を現在の中央小学校とするため、条例の一部を改正するものです。

### 〔主な質疑〕

**問** 忍小学校及び忍中学校の分離型一貫校の設置は、いつからになるのか。

**答** 小・中合同の交流学习や授業の流れ、生徒指導の方法を小・中で統一するなど、小中一貫の取組は令和4年4月から実施する。なお、9年間の系統的なカリキュラム等については、準備が整つた部分から順次取り入れていきたい。

**問** 保護者等への説明や準備は、どのような状況か。

**答** 令和元年5月から再編成計画に関する説明会や保護者との意見交換会を重ね、同年